

政令第九十六号

税関関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「承認を」を「承認（以下この条において「臨時開庁承認」という。）を」に、「当該承認」を「当該臨時開庁承認」に改め、同項第一号中「法第九十八条第一項に規定する承認」を「臨時開庁承認」に改め、同条第二項中「承認」を「臨時開庁承認」に改め、同条第三項中「第一百一条第五項」の下に「（手数料の軽減又は免除）」を、「第三十条第一項第二号」の下に「（外国貨物を置く場所の制限）」を、「相当する額」の下に「（当該臨時開庁承認が、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者又は法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者が輸入し、又は輸出しようとする貨物に係るもの（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による許可に係る事務を求める場合のものに限る。）である場合にあつては、四分の三に相当する額）」を加える。

附則

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。